平成２９年（フ）第５６０号
川崎市川崎区渡田山王町17番６号　アネックススガ　Ａ－１、前住所川崎市川崎区小田１丁目17番24―404号　シェ・ソワ並木
債務者　石川　雅之
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７２号
川崎市高津区野川3732番地１　第３たちばなビル　206
債務者　高山　茂喜
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７７号
川崎市幸区南加瀬４丁目37番５―301号
債務者　早矢仕雅人
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７８号
川崎市幸区南加瀬４丁目37番５―301号
債務者　早矢仕悠子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９８号
川崎市多摩区枡形２丁目13番14号
債務者　池田ひかる
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
川崎市高津区久末400番地　エステートイシハラ　101、前住所川崎市高津区久末1491番地９　パースシティー日吉台　205
債務者　江澤　純子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３２号
川崎市高津区子母口436番地３　めぐみ荘104
債務者　柴田　絹子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
熊本県宇土市松山町2506番地　グランドウィル　101
債務者　川口　勝長
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６６９号
札幌市豊平区月寒東２条６丁目５番14号　アーバンロベリア101号
債務者　貴下　國雄
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９０号
札幌市西区琴似４条３丁目１番８―201号
債務者　黒田　睦子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０２号
札幌市豊平区平岸４条６丁目１番11―105号
債務者　腹子　清司
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０７号
札幌市中央区南23条西10丁目１番43号―104号
債務者　中川　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４７号
札幌市東区北45条東14丁目２番３号　あおい栄町館
債務者　渡邊　章次
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６０号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目６番36号　向ケ丘宮北ビル403号
債務者　有田　由加
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８号
北海道厚岸郡厚岸町門静３丁目152番地
債務者　神　　美恵
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６号
北海道帯広市西10条南３丁目５番地　北川ＭＳ
債務者　佐久間めぐみ
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東１線235番地
債務者　迎　　正男
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係